

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成29年6月30日)

TAQA
S

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成29年6月30日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

鍋嶋 明人(なべしま あきひと)

森谷 忠造(もりたに ちゅうぞう)

大見 昌弘(おおみ まさひろ)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

H29.6.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H17	H17.5.31	第20号	意見	高松市消防団本部運営交付金ほか1件に係る交付事務について	P4	消防局	総務課	H29.6.15
2	H19	H19.11.19	第18号	意見	補助金の実績確認等について	P4			
3				意見	消防団出動に係る出動実績の確認について	P5			
4				意見	運営交付金支出における実績確認等について	P5			
5	H27	H28.1.29	第4号	指摘	発注簿に係る事務処理について	P18	創造都市推進局	競輪場事業課	H29.6.5
6				指摘	適正な決裁者までの執行何について	P20		文化芸術振興課	H29.6.7
7	H28	H28.11.30	第33号	指摘	予算流用何及び執行何の事務処理について	P30	市民政策局	政策課	H29.5.30
8				指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について（期間の変更）	P31			
9				指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について（監督結果の報告等の確認）	P32			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成17年度／消防局		
告示番号	高松市監査委員告示第20号	告示日	平成17年5月31日
区分	意見		
意見の項目	高松市消防団本部運営交付金ほか1件に係る交付事務について		
意見の内容	平成16年度高松市消防団本部運営及び平成16年度高松市消防団分団運営に係る補助金等交付申請書に添付されている収支予算書並びに補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書の支出区分欄には、会議費、運営費等の記載しかなく、それら経費の具体的内容が明記されていないので、今後は、高松市補助金等交付規則などの関係諸規定に基づき、交付金申請者に対し、支出額を構成する各経費の内容が明確に分かるものとするよう指導するとともに、これに基づき、交付決定の審査や精算確認を行われたい。		
公表文該当 ページ	P4		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki17/531.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月15日
所管課等	消防局 総務課
措置結果	<p>本件意見については、平成20年度から、交付申請者に対し、支出を構成する各経費の内容が明確に分かる収支予算書及び収支決算書の提出を求め、高松市補助金等交付規則その他関係諸規程に基づき、適正に事務処理を行った。</p> <p>なお、高松市消防団本部運営交付金については、平成19年度をもって廃止し、高松市消防団分団運営交付金については、平成24年度をもって廃止している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成19年度／消防局		
告示番号	高松市監査委員告示第18号	告示日	平成19年11月19日
区分	意見		
意見の項目	補助金の実績確認等について		
意見の内容	補助金等を概算払で支出した場合は、高松市補助金等交付規則第9条第4項の規定に基づく、補助金交付申請者からの実績報告書を受領し、高松市会計規則第80条第1項の規定により補助事業の執行状況を確認し、精算を行わなければならないが、香川県消防団操法大会出場に伴う補助金について同交付申請者から提出された実績報告書に添付された決算資料は、事業全体の実績を適切に表したものと見られないことから、今後、同様の補助金交付に係る実績確認及び精算に際しては、これらの規定に基づき、補助金交付申請者から適切な決算資料を提出させ、補助事業の実績確認等をされたい。		
公表文該当 ページ	P4		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/1119.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月15日
所管課等	消防局 総務課
措置結果	<p>本件意見については、補助金交付申請者に対し、補助事業等実績報告書に領収書類の添付を求め、実績確認及び精算を行うなど、平成19年11月19日の監査結果の通知を受けて以降、適正に事務処理を行った。</p> <p>なお、香川県消防団操法大会出場に伴う補助金については、平成24年度をもって廃止している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成19年度／消防局		
告示番号	高松市監査委員告示第18号	告示日	平成19年11月19日
区分	意見		
意見の項目	消防団出動に係る出動実績の確認について		
意見の内容	高松市消防団条例第17条第3項の規定に基づく、消防団員が出動した際の費用弁償の支出については、各分団からの出動報告書や火災活動報告書などに基づき、出動状況の確認を行っているが、統一された確認資料を用いていないことから、出動状況の確認事務が繁雑となっているため、事務の簡素合理化の観点から、今後においては出動報告書に統一するなど事務処理体制を明確にされたい。		
公表文該当 ページ	P5		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/1119.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月15日
所管課等	消防局 総務課
措置結果	本件意見については、平成21年度以降、各分団から毎月提出される出動報告書により、消防団の出動実績を確認することに統一した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成19年度／消防局		
告示番号	高松市監査委員告示第18号	告示日	平成19年11月19日
区分	意見		
意見の項目	運営交付金支出における実績確認等について		
意見の内容	<p>補助金等を概算払で支出した場合は、高松市補助金等交付規則第9条第4項の規定に基づく、補助金等交付申請者からの実績報告書を受領し、高松市会計規則第80条第1項の規定により補助事業の執行状況を確認し、精算を行わなければならないが、高松市消防団分団運営交付金の事業完了後、同交付金の交付申請者から提出された実績報告書に添付されているその他関係書類は、その記載様式や事業の実施内容が統一されたものとは見られないことから、今後においては、交付金の対象事業に関する取扱基準を設け、交付金の交付申請者を指導するなど交付金支出における実績確認等を適切にされたい。</p>		
公表文該当 ページ	P5		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki19/1119.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月15日
所管課等	消防局 総務課
措置結果	<p>本件意見については、平成20年度から、交付申請者に対し、各分団から収集する実績報告書類の統一化を指導するとともに、支出を構成する各経費の内容が明確に分かる収支決算書の提出を求め、高松市補助金等交付規則その他関係諸規程に基づき、適正に事務処理を行った。</p> <p>なお、高松市消防団分団運営交付金については、平成24年度をもって廃止している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成27年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
区分	指摘		
指摘の項目	発注簿に係る事務処理について		
指摘の内容	発注簿に係る事務処理については、課長の決裁を受けないまま、工事を発注しているなど、不適切な事務処理が散見されたので、適正に処理されたい。		
公表文該当 ページ	P18		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月5日
所管課等	創造都市推進局 競輪場事業課
措置結果	本件指摘事項については、発注簿等財務処理要領の内容を確認するとともに、課内において周知徹底を図り、平成28年1月29日の監査結果の通知を受けて以降、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成27年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
区分	指 摘		
指摘の項目	適正な決裁者までの執行伺について		
指摘の内容	平成26年4月7日起案の平成26年度高松市文化芸術活動補助金（記念・周年事業）の交付に係る執行伺決裁については、課長の決裁となっているが、支出予定金額が100万円を超えていることから、専決者は局長であり、専決者の意思決定の手続を経ていないものとなっているので、適正な決裁者の決裁を受けられたい。		
公表文該当 ページ	P20		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月7日
所管課等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措置結果	本件指摘事項については、高松市事務決裁規程第5条及び別表第1の内容を確認するとともに、課内において周知徹底を図り、平成28年1月29日の監査結果の通知を受けて以降の執行伺から、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	予算流用伺及び執行伺の事務処理について		
指摘の内容	<p>屋島検定の実施方法の変更に伴い、補助及び交付金から委託料への予算流用を行っているが、予算流用要求書の起案日及び決裁日が平成28年1月15日であるにもかかわらず、委託料の執行伺が平成27年12月18日に起案されているので、適正に処理されたい。</p>		
公表文該当 ページ	P30		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/1130n.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年5月30日
所管課等	市民政策局 政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成28年11月30日の監査結果の通知を受けた後、課内職員に対し、高松市予算規則を再確認するなどの方法により再発防止に努めるよう指導するとともに、予算流用伺及び執行伺の処理内容の確認を徹底し、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	適正な決裁者による決裁の欠如について（期間の変更）		
指摘の内容	平成28年3月24日起案の「高松市屋島山上拠点施設基本設計業務委託の変更契約締結について（履行期間変更）」は、執行何が市長決裁であることから、局長専決とすべきであるが、専決者の意思決定の手続きを経ていないものとなっているので、適正な専決者までの決裁を受けられたい。		
公表文該当 ページ	P31		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/1130n.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年5月30日
所管課等	市民政策局 政策課
措置結果	本件指摘事項については、高松市事務決裁規程第5条及び別表第1の内容を確認するとともに、課内において周知徹底を図り、平成28年11月30日の監査結果の通知を受けて以降の執行何から、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
区分	指摘		
指摘の項目	適正な決裁者による決裁の欠如について（監督結果の報告等の確認）		
指摘の内容	平成28年3月31日付けの高松市男女共同参画センター管理業務に係る検収調書の確認について、執行何が市長決裁であることから、局長専決とすべきであるが、専決者の意思決定の手続きを経していないものとなっているので、適正な専決者までの決裁を受けられたい。		
公表文該当 ページ	P32		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/1130n.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年5月30日
所管課等	市民政策局 政策課（男女共同参画推進室）
措置結果	本件指摘事項については、高松市事務決裁規程第5条及び別表第1の内容を確認するとともに、課内において周知徹底を図り、平成28年11月30日の監査結果の通知を受けて以降の検収調書から、適正に事務処理を行っている。